高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき実施する、特定健康診査(糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ)及び特定保健指導(特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ)及び福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者に対する健康診査(以下「後期高齢者健康診査」という。)について、広野町ほか別表1委託元保険者一覧表に示す医療保険者(以下「甲」という。)と公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会及び一般社団法人日本病院会(以下「乙」という)の会員の医療機関(以下「実施機関」という。別表2実施機関一覧表のとおり)との間に、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第1条 甲は、特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者健康診査を乙に委託し、乙は これを受託するものとする。

(委託業務)

- 第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する 基準 (平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)」に基づき、別表3 健診等内容表のとおりとする。なお、後期高齢者健康診査は別表3健診等内容表のうち 特定健康診査の区分のとおりとする。
- 2 業務は、乙の会員の実施機関で行うものとする。
- 3 特定健康診査及び後期高齢者健康診査において、実施機関は、終了後速やかに、法第23 条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとす る。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併 せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め るために必要な情報を提供するものとする。
- 4 健診等の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関(以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、市町村国保や国保組合や後期高齢者医療の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。)への送付を行うものとする。

(本人からの請求に基づく情報開示)

第3条 前条の規定に基づき甲の委託を受けて乙の会員の実施機関が実施した健康診査について、当該実施機関がその健康診査の結果に係るデータを有している場合には、当該 実施機関は、健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該 本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、実施機関が受診者本人から徴収するものとする。

(対象者)

- 第4条 実施機関は、特定健康診査を実施する場合には、(a) 実施機関に対して甲の発行する 特定健康診査受診券を提示した上で、(b) 次の各号のいずれかの方法(以下これらの方法 を個別に「オンライン資格確認等」という。)により実施機関から保険資格の確認を受け た者(任意継続付属被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含 む。)を対象とするものとし、有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものと する。
- (1) オンライン資格確認(マイナ保険証を読み取る際に、顔認証付きカードリーダーを用いる場合の他、パソコンやスマートフォン等の端末を用いる場合を含む。)
- (2) マイナポータルを用いて医療保険の被療保険資格情報を表示した端末の画面の確認
- (3) マイナ保険証及び保険者から被保険者に対して送付される「資格情報のお知らせ」 と題する書面の確認
- (4) 保険者が発行する有効期限内の資格確認書の確認
- (5) 有効期限内の被保険者証の確認
- 2 実施機関は、特定保健指導を実施する場合には、(a) 実施機関に対して甲の発行する特定保健指導利用券又は特定健診当日に初回面接を行う場合のセット券(以下「特定保健指導利用券等」という。)を提示し、(b) オンライン資格確認等により実施機関から保険資格の確認を受けた者(任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。)を対象とするものとし、特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(契約期間)

- 第5条 この契約の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了(実績評価を行う完了のみならず、 脱落や資格喪失による途中終了も含む)する日までを有効期間とする。

(委託料)

第6条 委託料は、別表4委託料内訳書のとおりとする。

(委託料の請求)

第7条 実施機関は、特定健康診査及び後期高齢者健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価(計画策定日から3ヶ月以上経過後に行う評価)終了後に、それぞれ遅

滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健 指導利用券等の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額(以 下「請求額」という。)を、別表 4 委託料内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に 請求するものとする。

- 2 実施機関が健診等の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまと め機関にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその(他の契約とりまとめ機関との)集合的 な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あ るいは利用者がその契約に参加している実施機関にて健診等を受診若しくは利用する時 の委託料の請求は次のように定める。実施内容(特定健康診査の場合は健診項目等、特定 保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態 のほか継続的支援における介入回数や介入形態等)が他の契約と本契約との間で一致する 場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料 から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容 が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内 容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に 限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。
- 3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(代行機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ)により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体(FD、MO、若しくはCD-R)を実施月の翌月5日までに提出(期限までに必着)する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の休日にあたる場合は、その翌日を期限とする。
- 4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る 電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達した ものとみなす。
- 5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書(厚生労働省にて様式例を公表)等、指導過程における各種記録類やワークシート類等(本項において「指導過程における各種記録類等」という。)について、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

(委託料の支払い)

第8条 甲は、実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日(電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々

月の21日。)を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

- 2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者(実施機関)に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。
- 3 請求者(実施機関)は前項の返戻を受けた場合において、再度前条第1項の方法により 請求を行うことができる。

(委託料の支払いにおける事務取扱)

- 第9条 実施機関において、被保険者証又はオンライン資格確認等による保険資格と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等又は後期高齢者健康診査受診券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
- 2 実施機関において、被保険者証又はオンライン資格確認等による保険資格と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等又は後期高齢者健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等又は後期高齢者 健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の 責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
- 4 特定保健指導の積極的支援における期間中に、利用者が資格を喪失した場合は、利用者 が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、 実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの 特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。
- 5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった(脱落が確定した)場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて 実施機関に支払うこととする。

(再委託の禁止)

- 第10条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規定の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。
- 2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己 負担金の徴収及び第7条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととする。

(譲渡の禁止)

第 11 条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

- 第12条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害 については、甲及び乙に故意又は重過失がない限り、実施機関がその負担と責任において 処理に当たるものとする。
- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失がない限り、その負担と責任について 実施機関は甲及び乙と協議するものとする。
- 3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 実施機関が当該業務を実施するに当たっては、健診等の記録の漏えいを防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙1個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。
- 2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

- 第14条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。
- 2 甲から前項の照会があった場合は、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

- 第15条 甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。
- 2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規定の概要」に関する実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、別表2実施機関一覧表より当該実施機関を削除しこの契約から解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第16条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員

(以下、総称して「反社会勢力」という。) ではないこと。

- (2) 自らの役員(業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。) が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。 ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(協 議)

第17条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って 協議のうえ決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各 自1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

- 甲 広野町ほか 10 保険者 契約代表者 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 3 5 広野町 町長 遠藤 智
- 乙 公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会東京都千代田区三番町 9-15理事長 荒瀬 康司

一般社団法人 日本病院会 東京都千代田区三番町 9-15 会長 相澤 孝夫

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに 他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様と する。

3 収集の制限

- (1) 実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき 損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならな い。

6 再委託の禁止

実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うもの とし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、実施機関が、健診・保健指 導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査 等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への通知

実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後に おいて、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこ と及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関 し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別表 1

令和7年度 委託元保険者一覧表

/D PA +7 -5 -D		郵便番号		電話番号※2	委託範囲※3			
保険者番号 (半角数字)	委託元保険者名	(半角数字・ ハイフンあり)	所在地※1	(半角数字・ ハイフンあり)	特定健 康診査	特定保 健指導	後期高齢者 健康診査	健診当日 初回面接
070011	福島市	960-8601	福島県福島市五老内町3-1 024-525-3773		0	0		0
070094	相馬市	976-8601	福島県相馬市中村字北町63番地3 0244-37-2140		0	0		0
070581	川俣町	960-1492	福島県伊達郡川俣町字五百田30番地	福島県伊達郡川俣町字五百田30番地 024-566-2111		0		0
071191	広野町	979-0402	福島県双葉郡広野町大字下北迫 字苗代替35 0240-27-2113		0	0		0
071209	楢葉町	979-0696	福島県双葉郡楢葉町大字北田 字鐘突堂5-6 0240-23-6102		0	0		0
071233	大熊町	979-1306	福島県双葉郡大熊町大字大川原 字南平1717番地 0240-23-7143		0	0		0
071241	双葉町	979-1495	福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73 番地4 0240-33-0131		0	0		0
071266	葛尾村	979-1602	福島県双葉郡葛尾村大字落合 字落合16	0240-29-2112	0	0		0
071308	飯舘村		福島県相馬郡飯舘村伊丹沢 字伊丹沢580-1	0244-42-1619	0	0		0
070136	伊達市	960-0692	福島県伊達市保原町字舟橋180番地	024-575-1198	0	0		0
39070008	福島県後期高齢者 医療広域連合	960-8043	福島県福島市中町8-2 (福島県自治会館2階)	024-563-3308			0	

^{※1} 所在地の欄については、都道府県名から省略せずに記入。※2 電話番号の欄については、市外局番から省略せずに記入。※3 委託範囲の欄については、委託する場合に「○」を記入。なお、特定健康診査と特定保健指導、健診当日初回面接それぞれを委託する場合においても、それぞれ一括実施を委託するものではなく、保険者の判断にてそれぞれ対象者を選定し、対象者となった者にのみ実施することとする。

^{※4} 福島県後期高齢者医療広域連合については、下記市町村について実施する。 相馬市、伊達市、川俣町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、葛尾村、飯舘村

健診等内容表

区 分			内容			
		質問(問診)	別紙2質問票のとおり※1			
			身			
		4 /I. 31 \m	体			
		身体計測	腹			
			B M I			
		理学的所見				
		(身体診察)				
		血 圧	収 縮 期 血 圧			
			拡 張 期 血 圧			
	基本的な健診	/, -L-	空腹時中性脂肪			
	本本的な健心 の項目	血中脂質検査 (中性脂肪はどちらかの	随時中性脂肪※2			
特	V/克口	項目の実施で可)	HDLーコレステロール			
定健		項目の天旭(引)	LDL-コレステロール※3			
康			A S T (G O T)			
診		肝機能検査	ALT (GPT)			
查			γ - GT(γ - GTP)			
			空 腹 時 血 糖			
		血糖検査※4	ヘモグロビン Alc			
			随 時 血 糖			
		尿 検 査 ※ 5	糖			
		//\ /K 且 /\ (0	蛋白			
			赤 血 球 数			
	詳細な健診の	貧 血 検 査	血色素量(ヘモグロビン値)			
	項目(医師の		ヘマトクリット値			
	判断による追	1 2	2 誘 導 心 電 図			
	加項目)※6	眼底検査(両眼)				
		血 清 クレアチニン及 び eGFR				
特	動機付け支援 (動機付け支 援相当)	I 初回面接				
定		① 個別面接 1 回 (20 分以上)				
保		又は				
健		② グループ面接(おおむね8名以下)1回(おおむね80分以上)				
指		Ⅱ 実績評価				
導		3ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施				
71						

	積極的支援	初回時面接の形態 実施ポイント 数		① 個別面接1回(20分以上)又は ② グループ面接(おおむね8名以下)1回(おおむ 80分以上) 180ポイント以上	
		3ヶ月 以上の 継続的 な支援 & 不服	主な実施形態 「標準的な健 診・保健指導 プログラム」 (令和6年度 版)を参照	(アウトカム評価) ◆主要達成目標・・・2 cm・2 kg減少 (180 ポイント) ◆行動変容等を評価 ◆ (1 cm・1 kg減少・食習慣・運動習慣・喫煙習慣・休養習慣・その他の生活習慣の改善) (プロセス評価) ◆個別支援、グループ支援、電子メール・チャット等通信支援、電話支援等 ◆健診後早期の保健指導 3ヶ月後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、	
		終了時評価の形態		FAX、手紙等)で実施	

- ※1 別紙2質問票及び別紙3後期高齢者質問票については、当該機関にて準備することとする。
- ※2 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により血中脂質検査を行うことができる。 なお、空腹時とは絶食 10 時間以上とする。
- ※3 中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール (総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの) で評価を行うことができる。
- ※4 血糖検査については、血糖(空腹時・随時)、ヘモグロビン A1c の両方を実施すること。 なお、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可と する。
- ※5 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から実施機関に委託費用は支払われない)
- ※6 詳細な健診の項目を実施する場合は、「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」の 判定基準(別紙4)により行うものとし、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する 結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※7 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

質問票

質問票							
	質問項目	回 答					
1-3	現在、aからcの薬の使用の有無※						
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ					
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ					
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ					
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、	①はい ②いいえ					
	治療を受けたことがありますか。						
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等) にかかっているといわれた	①はい ②いいえ					
	り、治療を受けたことがありますか。						
6	医師から、慢性腎臓病や慢性の腎不全にかかっているといわれたり、	①はい ②いいえ					
	治療(人工透析など)を受けていますか。						
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ					
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか	① はい (条件1と条件2を両方満たす)					
	(※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件1と条件2を両方	②以前は吸っていたが、最近1か月間は吸ってい					
	満たす者である。	ない (条件2のみ満たす)					
	条件1:最近1ヶ月間吸っている	③ いいえ (①②以外)					
	条件2:生涯で6ヶ月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っ						
	ている)						
9	20歳の時の体重から 10kg 以上増加している。	①はい ②いいえ					
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施	①はい ②いいえ					
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施	①はい ②いいえ					
12	日常生活において少年又は向寺の身体活動を101時間以上美胞はぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ ①はい ②いいえ					
13	食事をかんで食べるときの状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる					
		②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があ り かみにくいことがある					
		り、かみにくいことがある					
1.4	- トレル軟トで食べる油度が油い	③ほとんどかめない					
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い					
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ					
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々③ほとんど摂取しない					
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ					
18	お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいで						
	すか。(※「やめた」とは、過去に 月1回以上の習慣的な飲酒歴があ	③ 週3~4日 ④ 週1~2日					
	った者のうち、最 近1年以上酒類を摂取していない者)	⑤ 月に1~3日 ⑥ 月に1日未満◎ かなた ◎ かまかい (かなかい)					
10	ALVE DO A DIVE DO AND THE	⑦ やめた ⑧ 飲まない (飲めない)					
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量	① 1合未満					
	日本酒 1 合 (アルコール度数 15 度・180m 1) の	② 1~2合未満					
	目安:	③ 2~3合未満					
	ビール (同 5 度・500 m 1)、	④ 3~5合未満					
	焼酎 (同 25 度・約 110ml)、	⑤ 5合以上					
	ワイン (同 14 度・約 180ml)、						
	ウイスキー (同 43 度・60ml)、						
0.0	缶チューハイ (同 5 度・約 500ml、同 7 度・約 350ml)						
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ					
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	①改善するつもりはない					
		②改善するつもりである(概ね6か月以内)					
		③近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりで					
		あり、少しずつ始めている					
		④既に改善に取り組んでいる(6ヶ月未満)					
	d william of the	⑤既に改善に取り組んでいる(6ヶ月以上)					
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導 を受けたことが	①はい ②いいえ					
	ありますか。						

※医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。

後期高齢者の質問票

	質 問 文	回答
1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない
2	毎日の生活に満足していますか	①満足②やや満足③やや不満④不満
3	1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ
4	半年前に比べて固いもの(*)が食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ
5	お茶や汁物等でむせることがありますか	①はい ②いいえ
6	6カ月間で2~3kg 以上の体重減少がありましたか	①はい ②いいえ
7	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いま すか	①はい ②いいえ
8	この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ
9	ウォーキング等の運動を週に 1 回以上していますか	①はい ②いいえ
10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘 れがあると言われていますか	①はい ②いいえ
11	今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい ②いいえ
12	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた
13	週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ
14	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	①はい ②いいえ
15	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい ②いいえ

「詳細な健診」項目について

以下の判定基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、詳細な健診を実施する(基準に該当した者すべてに対して当該健診を実施することは適当ではなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある)。その際、健診機関の医師は、当該健診を必要と判断した理由を保険者へ示すとともに、受診者に説明すること。

なお、他の医療機関において実施された最近の検査結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に糖尿病、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の疾患により医療機関において管理されている者については、必ずしも詳細な健診を行う必要はなく、現在の症状等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある。また、健康診査の結果から、直ちに医療機関を受診する必要があると判断された者については、確実な受診勧奨を行い、医療機関において、診療報酬により必要な検査を実施する。

(1) 12 誘導心電図

〇 当該年度の健診結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血 圧が90mmHg以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者

(2) 眼底検査

〇 当該年度の健診結果等において、①血圧が以下のa、bのうちいずれかの基準又は②血糖の値がa、b、cのうちいずれかの基準に該当した者

①血圧 a 収縮期血圧 140mmHg 以上 b 拡張期血圧 90mmHg 以上 20血糖 a 空腹時血糖 126mg/dl以上 b HbA1c (NGSP) 6.5%以上 c 随時血糖 126mg/dl以上

(3) 貧血検査

○ 貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

(4) 血清クレアチニン検査

○ 当該年度の健診結果等において、①血圧が以下のa、bのうちいずれかの基準 又は②血糖の値がa、b、cのうちいずれかの基準に該当した者

①血圧 a 収縮期血圧 130mmHg 以上 b 拡張期血圧 85mmHg 以上 ②血糖 a 空腹時血糖 100mg/dl以上 b HbA1c (NGSP) 5.6%以上 c 随時血糖 100mg/dl以上

※眼底検査は、当該年度の特定健康診査の結果等のうち(2)①のうちa、bのいずれの血圧基準にも該当せず、かつ当該年度の血糖検査の結果を確認することが出来ない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の結果が(2)②のうちa、b、cのいずれかの基準に該当した者も含む

委託料内訳書

	区	分	1人当たり 委託料単価 (消費税含む)	支 払 条 件
特	基本的な	は健康診査の項目	7, 150円	
定		貧血検査	2 4 2 円	
健	詳細な健 診項目(医	心電図検査	1, 430円	健診実施後に一括
康診	師の判断による追加原見	眼底検査(両眼) (フィルム代含 む)	1,232円	
查	加項目)	血清クレアチニン検 査及び e G F R	121円	
	動 機 付 け 支 援 (動機付け支援相当) ※3		8, 470円	面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払※4 残る2/10は実績評価終了後に支払
特定保健指導	積析	亟 的 支 援	25,120円	初回時の面接による支援終了後に左 記金額から初回時に全額徴収する自 己負担分を差し引いた保険者負担額 の4/10を支払※4 残る 6/10 (内訳としては3ヶ月以上 の継続的な支援が 5/10、実績評価が 1/10) は実績評価終了後に支払 3ヶ月以上の継続的な支援実施中に 脱落等により終了した場合は、左記 金額から初回時に全額徴収する自己 負担分を差し引いた保険者負担額の 5/10 に実施済みポイント数の割合を 乗じた金額を支払

- ※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。
- ※2 特定健康診査の定率自己負担額の算出または特定保健指導の各回の支払額が分割比率の 関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。
- ※3 利用者に対し動機付け支援(動機付け支援相当)を実施し、3ヶ月経過後に実績評価を行 に至った段階で、利用者が資格を喪失している場合であっても、保険者は保険者負担額の 残り 2/10 の費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。ただし、実績評価前に 利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡し、利用停止について双方が確認

した場合は、この限りではない。

※4 動機付け支援及び積極的支援(動機付け支援相当除く)の初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として保険者に連絡し、その対応を確認した上で費用請求ができることとする。

(実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。)

- イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。
- ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、 請求XMLの初回面接情報に記載すること。
- ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、 行動計画を完成させる(初回分割面接2回目を終了させる)よう試みること。また、その事蹟は、請求XMLの初回面接情報に記載すること。